

◎衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律

(平成二八年五月二七日法律第四九号)(衆)

一、**提案理由**(平成二八年四月二二日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

○細田(博)議員 ただいま議題となりました自由民主党及び公明党提出の衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、この提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、本法律案の提案理由について御説明をいたします。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口格差については、近年、平成二十三年、二十五年及び二十七年と三度にわたり違憲状態である旨の最高裁判所大法廷判決が出されており、違憲状態の解消に向けた格差是正措置を講じることが喫緊の課題となっております。

また、平成二十六年六月十九日の衆議院議院運営委員会の議決に基づき議長のもとに設置された諮問機関、衆議院選挙制度に関する調査会においては、佐々木毅座長のもと、計十七回に及ぶ会議が開催され、衆議院小選挙区の一票の格差の問題や各選挙制度の比較考量、そして衆議院議員の定数削減等について、精力的かつ真摯に議論を行っていただきました。

その議論の結果を踏まえ、本年一月十四日に同調査会の答申が議長に提出されました。自由民主党及び公明党は、この答申の内容を尊重する立場からそれぞれ検討を行い、議長の御指導のもと、両党の間で協議を重ねました。

このような経緯を経て、今般、両党は、最高裁判決及び調査会答申に沿って、衆議院議員の定数を削減するとともに、違憲状態の解消に向けた衆議院小選挙区に係る人口格差の是正措置を講じることとした次第であります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。

次に、本法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正についてであります。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口格差を是正するため、都道府県別定数配分の方式として、いわゆるアダムズ方式を導入するとともに、同方式による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、十年に一度の大規模国勢調査でのみ行うこととしております。なお、このアダムズ方式導入に係る改正については、本法律案施行後の直近の大規模国勢調査である平成三十二年国勢調査から適用されることとしております。

また、大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数に変更せず、選挙区間の格差が二倍以上となったときに境界の変更で対応することとしております。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。

本法律案では、衆議院議員の定数を四百六十五人とし、小選挙区選出議員を六人、比例代表選出議員を四人、合計して十人削減することとしており、削減後の小選挙区の区割り、別に法律で定めることといたしております。

また、比例ブロックの定数配分について、小選挙区と同様、アダムズ方式により行うことを明記いたしております。

第三に、平成三十二年の国勢調査までの緊急是正措置として行う、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告についてであります。

衆議院議員選挙区画定審議会は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づき小選挙区の区割り改定案の作成及び勧告を行うものとし、この改定案の作成に当たっては、定数六減の対象となる都道府県を、平成二十七年の国勢調査に基づきアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員一人当たり人口の最も少ない都道府県から順に六都道府県とするとともに、各小選挙区の人口に関し、将来見込み人口を踏まえ、次回の見直しまでの五年間を通じて格差二倍未満となるように区割りを行うこととしております。

また、比例ブロックの定数配分についても、平成二十七年の国勢調査に基づき、小選挙区と同様の基準により、議員一人当たりの人口の最も少ないブロックから順に四ブロックを削減の対象とすることとしております。

このほか、検討条項を設け、本法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるものとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告（平成二八年四月二八日）

○山本公一君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、いずれも、衆議院小選挙区の一票の格差に係る累次の最高裁判決及び本年一月の衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、所要の措置を講じるものであります。

まず、細田博之君外四名提出の法律案について、その主な内容を申し上げます。

第一に、衆議院小選挙区間における人口格差を是正するため、都道府県別定数配分の方式として、いわゆるアダムズ方式を導入し、この改正については、平成三十二年の大規模国勢調査から適用されることとしております。

第二に、衆議院議員の定数を四百六十五人とし、小選挙区選出議員を六人、比例代表選出議員を四人、合計して十人削減することとしております。

第三に、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく小選挙区の区割り改定案の作成に当たっては、定数六減の対象となる都道府県を、平成二十七年の国勢調査に基づきアダムズ方式により計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員一人当たり人口の最も少ないものから順に六都道府県とするとともに、次回の見直しまで五年間を通じて格差二倍未満となるように区割りを行うこととしております。

……………（略）……………

両案は、去る四月二十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日提出者細田博之君及び落合貴之君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、二十五日から質疑に入り、二十六日には参考人から意見を聴取する等審査を行い、昨二十七日に質疑を終局し、討論の後、順次採決した結果、今井雅人君外二名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、細田博之君外四名提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、細田博之君外四名提出の法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二八年四月二七日）

今日、我が国の社会は、人口動態を含め様々な要因により大きな変動期に入っている。このような中で、国会には、国権の最高機関として、その求められる役割は一層重要となり、国会を構成する国会議員の選挙制度の在り方を検討するに当たっては、時代の要請に対応できるよう、国会の改革を含め検討することが望ましい。

そこで、本改正案附則第五条に規定する選挙制度の見直しに際しては、一票の較差の是正、定数等の在り方の検討という課題への対応のみにとどまらず、国会の果たすべき役割といった立法府の在り方についても議論を深め、全国民を代表する国会議員を選出するためのより望ましい制度の検討を行うものとする。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成二八年五月二〇日）

○前田武志君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成二十八年一月十四日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を十人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成三十二年以降十年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、併せて平成二十七年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずること等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員細田博之君から趣旨説明を聴取

した後、最高裁判所の判決内容とアダムズ方式の導入時期の妥当性、定数削減の根拠及び調査会答申との関係等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上哲士委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。